

## とっとり安心ファミリーシップ制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県民一人ひとりが性の多様性を尊重し、性的マイノリティの方々が安心して自分らしく暮らせる社会を実現するため、とっとり安心ファミリーシップ制度（以下「ファミリーシップ制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）が異性に限らない者、性自認（自己の属する性別についての認識をいう。）が戸籍上の性と一致しない者、自身の性を認識していない者等をいう。
- (2) ファミリーシップ関係 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであるカップルが互いを人生のパートナーとして認め合い相互に協力し合う関係又はその子や親と一緒に家族として協力し合う関係をいう。

### (届出者の要件)

第3条 ファミリーシップ関係にある旨の届出（以下この条及び次条において「届出」という。）をすることができる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）に規定する成年に達していること。
- (2) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
- (3) 双方がともに届出をしようとする相手以外との届出をしていないこと。
- (4) 相手方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。以下同じ。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。
- (5) 双方又はいずれか一方が県内に住所を有し、又は県内への転入を予定していること。

### (届出の方法)

第4条 届出をする者（以下「届出者」という。）は、とっとり安心ファミリーシップ制度に基づく届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）を自ら記入し、とっとり電子申請サービス、郵送又は持参のいずれかの方法により知事に届け出るものとする。ただし、自ら記入することができないときは、他の者にこれを代筆させることができる。

- 2 届出者は、届出をする際に双方又はいずれか一方と生計を一にする子（養子を含む。）又は親（養親を含む。）を含めて届け出ることができる。
- 3 第1項の規定により届出書を提出するときは、次に掲げる書類を添付するものとする。
  - (1) 届出者の住民票の写し（届出の前日3か月以内に発行されたものに限る。）
  - (2) 届出者に係る戸籍抄本、独身証明書その他の婚姻していないことを証明する書類（届出の前日3か月以内に発行されたものに限る。）
  - (3) 届出者に係る個人番号カード（マイナンバーカード）の表面、旅券、運転免許証の表面その他の本人が確認できる書類
  - (4) 届出者本人の顔写真（3か月以内に撮影した、正面、上三分身（おおむね胸から上）、無帽、無背景、カラーのもので、前号の書類とは異なるもの）。ただし、持参により届け出る場合は、

提出は不要とする。

- (5) 前項の規定により届出者が子又は親を届け出る場合は、当該子又は親に係る住民票の写し、戸籍抄本その他の子又は親との関係性を確認できる書類及び届出者と生計を一にしていることが確認できる書類（届出の日前3か月以内に発行されたものに限る。）。この場合において、届出の日において15歳以上の者については、子又は親の届出に関する同意書（様式第2号）を提出するものとする。
- 4 県営住宅への入居その他の県の行政サービスにおいて、事実上婚姻関係と同様の事情にある者として当該サービスの提供を受ける双方又はいずれか一方が性的マイノリティであるカップルがファミリーシップ制度の利用を希望する場合は、とっとり安心ファミリーシップ制度に基づく利用依頼書（様式第3号。以下「依頼書」という。）を自ら記入（自ら記入することができないときは、他の者にこれを代筆させることができる。）し、知事に提出することにより届出がされたものとみなす。

#### （通称名の使用）

第5条 届出者が届出書又は依頼書において、社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称名」という。）の使用を希望する場合は、戸籍上の氏名と併せて、通称名を使用することができる。この場合において、知事は、前条第3項の書類又は依頼書の提出と併せて、社員証、郵便物その他の日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類の提出を求めるものとする。

#### （県内への転入の届出）

- 第6条 第3条第5号に規定する県内への転入を予定している届出者（以下「転入予定者」という。）は、第4条第1項の規定により届け出た日、又は同条第4項の規定により依頼した日から原則として3か月以内に、県内への転入を証する住民票の写しを知事に提出するものとする。
- 2 なお、転入前の自治体から性的マイノリティのカップルであるとの証明を受け、かつ、転入前の自治体が本県と手続の簡素化に係る連携協定を締結している場合は、パートナーシップ宣誓等継続申告書（様式第12号。以下「継続申告書」という。）を知事に提出するものとする。

#### （届出受理証明書の交付）

第7条 知事は、第3条の届出があった場合又は第6条第2項の継続申告書の提出があった場合は、同条に掲げる要件を満たしているか確認の上、届出者に対してとっとり安心ファミリーシップ制度に基づく届出受理証明書（様式第4号）を交付する。この場合において、希望者には携帯用カード（様式第5号）を交付する。ただし、転入予定者には、転入予定者受付票（様式第6号）を交付し、前条の規定により住民票の写しの提出があったときは、転入予定者受付票と引き換えに、届出受理証明書を交付するものとする。

#### （届出受理証明書等の再交付）

第8条 届出受理証明書等の交付を受けた者は、紛失、毀損、汚損その他の事情により届出受理証明書等の再交付を希望するときは、届出受理証明書等再交付申請書（様式第7号）により、知事に再交付を申請することができる。この場合において、毀損又は汚損により届出受理証明書等の再交付を受けるときは、すでに交付した届出受理証明書等を当該申請書に添付しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請が適正であることを確認した上で、届出受理証明書等を再交付するものと

する。

- 3 届出受理証明書等を紛失した者で、前項の規定により届出受理証明書等の再交付を受けたものは、紛失した届出受理証明書等を発見したときは、速やかに発見した届出受理証明書等を知事に返還しなければならない。

#### (届出事項の変更)

第9条 届出受理証明書等の交付を受けた者は、提出書類に記載した事項に変更があった場合（次条第1項の規定により返還届を提出する場合を除く。）は、届出事項変更届（様式第8号）に変更内容が確認できる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容を記載した届出受理証明書等を交付するものとする。この場合において、変更前の届出受理証明書等は回収するものとする。

#### (返還の届出等)

第10条 届出受理証明書等の交付を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、返還届（様式第9号）に届出受理証明書等を添付して、知事に返還しなければならない。

- (1) 人生のパートナーとしての関係を解消したとき。
- (2) 双方が県内に住所を有しなくなったとき。
- (3) いずれか一方が死亡したとき。
- (4) 提出書類の内容に虚偽があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、届出者の要件に該当しなくなったとき。

- 2 知事は、届出者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定による返還がされたものとみなすことができる。

#### (届出受理事実証明書の交付)

第11条 知事は、前条第1項第1号又は第3号に該当し届出受理証等を返還した者が届出受理事実証明交付申請書（様式第10号）を提出したときは、届出受理事実証明書（様式第11号）を交付するものとする。

#### (他の地方公共団体等との連携)

第12条 知事は、県内の市町村その他ファミリーシップ制度と類似の制度を有する他の地方公共団体との連携を推進する。

- 2 連携に合意した地方公共団体が交付した届出受理証明書等に相当する書類については、当県においては届出受理証明書等とみなす。

#### (県民及び事業者への周知及び啓発)

第13条 知事は、県民及び事業者によりファミリーシップ制度及び当該制度の趣旨が適切に理解され、日々の社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、周知及び啓発に努めるものとする。

#### (委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、制度の実施に関し必要な事項は、地域社会振興部長が別に

定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。